第4回苫小牧市障害者計画・障害福祉計画検討懇話会 会議録要旨

日 時 平成 24 年 1 月 18 日 午後 1 時 30 分~午後 3 時 00 分

場 所 市役所 3階会議室

出席者 斉藤委員・佐藤委員・鈴木委員・高橋委員・丹野委員・中田委員

沼山委員・林委員・平林委員・福原委員・森岡委員・安田委員

欠席者 大槻委員・北山委員・後藤委員・横山委員

事務局 三上課長・柳沢課長補佐・大宮係長・小林主事

オプザーパー 胆振圏域障がい者総合相談支援センターるぴなす 岩森コーディネーター

1 開 会

2 議 事

- (1) パブリックコメント結果について
- (2)意見書(案)について
- (3) その他

く会議録要旨>

(1) パブリックコメント結果について

<障害福祉係長>

それでは、「パブリックコメント結果」について、御説明させていただきます。

「苫小牧市障害者計画の変更」と「第3期苫小牧市障害福祉計画(素案)」について、年末に委員の皆様にお送りしましたが、平成23年12月16日(金)~平成24年1月14日(土)までの30日間という期間を設定して、計画案を市ホームページや市役所やコミセンなどの市の公共施設での閲覧用に公開し、御意見の募集を行ったところです。

その結果ですが、提出された御意見について、本日配布しました資料のとおり3項目のご意見がありました。順にご説明しますと、まず1項目目は、第3章第2節の障害福祉サービス必要量見込みの訪問系サービスについて、行動援護の提供事業所が少ないことへの対応にかかる御意見でした。これについての市の考え方についてですが、「行動援護」のサービス提供に係る現状については、御指摘のとおりと認識しているところでして、対応策として、第3章第2節「3.サービス見込量の確保策」に記載のとおり、事業者によるヘルパー等の担い手の育成や、介護保険制度におけるサービス提供事業者への新規参入の働きかけを行うとともに、地域自立支援協議会を通じたサービス提供可能事業所の増加促しに取り組み、サービス見込量の確保に努めていきたいと考えております。

次に2項目目、同じく第3章第2節の障害福祉サービス必要量見込みの日中活動系サービスについて、地域で活動している団体が、障害福祉サービス事業所の指定を受けて実施をすることとなった場合には、対応できるような取扱いをしてほしいという御意見でした。

これについての市の考え方についてですが、障がい者の日中活動を支援する場の増加は、 障がい者の自立と社会参加を推進する上で重要な要素であると認識しておりまして、第3期 障害福祉計画の計画期間中に当該支援する場の増加があった場合は、その利用状況実績とし て活動を把握するほか、必要に応じて計画数値の修正等を行う考えでおります。

最後の3項目目についてですが、参考値としてお示ししました、児童デイサービスについて、法改正後の来年度以降もサービス内容の縮小等がないよう検討してほしいとの御意見でした。これについての市の考え方ですが、児童デイサービスについては、法改正により来年

度以降は、自立支援法ではなく、児童福祉法に所管替えとなり、障害福祉計画で直接取り扱う内容ではなくなったものですが、参考としての見込量表記としてお示しをしているものです。そういう経過でありますが、障がい児に係る通所サービスのニーズの高さについては、市としても認識しているところであり、第3期障害福祉計画としては、参考数値ながらも児童デイサービスの後継サービスの推移を適切に把握していく考えでおります。加えて、市として、従前どおり必要な対応を行う環境を整えていきたいと考えております。

パブリックコメントの結果については以上ですが、パブリックコメントとして公表した計画案につきましては、第3回検討懇話会での御意見を踏まえて修正し、実施前に郵送させていただきましたが、時間がない中での実施となりましたので、変更箇所について再度のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、障害者基本法に基づく苫小牧市障害者基本計画の変更についてですが、既にこれまでご説明をさせていただいたとおり、改正障害者基本法が平成23年8月5日に公布・施行されたことに伴い、本市の障害者計画も今後の国や北海道の次期計画の動向を踏まえて策定する必要があることから、それまでの間、現行計画の計画期間を延長し、障がい者のための施策を推進するという内容をお示ししたものです。

次に、障害者自立支援法に基づく苫小牧市第3期障害福祉計画についてですが、平成23年12月版の第3期苫小牧市障害福祉計画(素案)をお願いいたします。

変更となった主な部分を説明しますと、施設入所者の地域生活への移行の目標値について、 直近の実績による見直しやこれまでの御意見を踏まえて、26年度末の入所者数を上方修正 しました。このことに伴い、削減率も26.90%から19.59%に改めています。

福祉施設利用者の一般就労への移行の目標値についてですが、これも直近の実績による見直しやこれまでの御意見を踏まえて、就労移行支援をやや下方に、就労継続支援B型をやや上方に見込量の修正を行ったことから、目標値もそれぞれ下方修正しております。

また、福祉施設を退所して一般就労への移行に関する目標値については、これまでの実績を踏まえて設定する必要があることから、現在北海道に確認をしており、素案の段階では、 把握でき次第設定したいという内容としております。

本年10月に開始した視覚障がい者向けの同行援護サービスについては、利用実績等が明らかになったことから、月平均で、24年度を238時間、25年度を292時間、26年度を351時間と設定しました。24年度から新設される相談支援(計画相談支援・地域相談支援)については、計画見込量を設定したものですが、まず、計画相談支援については、24~26年度の3年をかけて障害福祉サービスの利用者全員が対象となる見込みのサービスとなりますので、現在のサービス利用者が保有する障害程度区分の更新時期、新規申請者の見込数等を勘案し、24年度は160人、25年度は265人、26年度は520人、いずれも月平均値としました。

次に、地域相談支援の地域移行についてですが、施設入所者や精神科病院入院者の退所・ 退院をサポートするサービスとなりますので、当面、各年度20人の退所・退院予定者をサポートする見込みとしております。

次に、地域相談支援の地域定着についてですが、在宅障がい者に対して、障がい特性により生じた緊急事態にうまく対処するためのサポートを行うサービスとなりますので、現在、地域生活支援事業として行っている「市町村相談支援機能強化事業」の相談の状況を勘案し、24年度は108人、25年度は115人、26年度は123人、いずれも月平均値としました。主な変更点は以上となりますが、第3期障害福祉計画策定にかかる国の基本指針の一部改正が、年明け早々ありまして、北海道とも協議の上、必要な調整があれば修正を行い、計画としたいと考えているところです。計画の素案についての説明は以上ですが、ここまでで御意見等があればよろしくお願いいたします。

ご意見、ご質問等ございませんか。

<斉藤委員>

指定特定支援相談事業所の資格、内容はいつ発表されますか。

<社会福祉課長>

国の予定では、12月中に事業所の指定基準が示される予定でしたが、まだ示されておりません。ただ、現状のサービス利用計画を実施する事業所については、相談支援事業所になっておりますので、そこは固いのではないかと思います。

<斉藤委員>

相談事業所として登録している事業所ですか。

<社会福祉課長>

はい。その基準といたしましては、今までどおりではないかと思います。

<森岡委員長>

他にありませんか。

<斉藤委員>

形は決まっているのですか。例えば、今のように市に設置なのか、それとも事業所として 受けていくのかどうか、形態は決まっていないのですか。

<社会福祉課長>

時期は明らかになっていませんが、形態としては、今の相談支援事業所にお願いするのではないかと思います。

<森岡委員長>

では議事1のパブリックコメントの結果、及びそれに関連することについての説明は終わりにしてもよろしいですか。それでは議事2の「意見書(案)」について説明願います。

(2)意見書(案)について

<障害福祉係長>

それでは、「意見書(案)」についてですが、これまでの懇話会での御意見について、整理 したものを、本日配布の資料としておりますのでご参照願います。

意見書(案)の内容については、施策の推進にあたって留意してほしいという事項を箇条書きにしているものです。この内容の他、先ほどご説明しましたパブリックコメントについての懇話会としての考え方を加えて、意見書の最終形としたいと考えているところですので、御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

<森岡委員長>

アンケート結果について質問はありますか。

大きく分けて、教育、就労支援、生活支援、その他とそういう形の表現になっておりますけれど、これで良いのかどうか意見ございませんか。

<斉藤委員>

その他のところの発達障がい者のサービスの円滑な利用について配慮することとありますが、これで言う発達障がいのサービスとは何を指しているのでしょうか。

<障害福祉係長>

この項目についてですが、特別支援学校に通っていない普通学級に通われている方も、実は発達障がいの方がいるというご意見がこれまでの懇話会の中で出てきたと思いますが、そういった方々に対しても必要な支援をということでした。実例をあげると生活相談を含めての相談支援等でといったことを想定してのことと受け止めていますが、もう少し何かご意見があればと思います。

<森岡委員長>

確かにこの表現では、今説明があったように直接的に担当している人は分かるのですが、 第三期の障害福祉計画でこの意見書を添付して、そういった理解が出来るかどうかですね。 もう少し具体的な表現にしたほうが良いのかと。中田委員さん何かありますか。

<中田委員>

以前の提言書の中の福祉サービスでは、広い意味合いとして出来ていますが、どういった 観点でサービスになったのか。手続き上での根拠があったのではないかと思うのですが。

<斉藤委員>

教育委員会としては、発達障がいの具体的な支援学級とか、発達障がい者のサービスの一環として新しくこんなことができましたという事はないのですか。

< 丹野委員>

発達障がいに関して申しますと、平成23年度から小学校に通級指導教室を設けているのですが、これが発達障がいのある児童が対象になっています。

<森岡委員長>

通級指導というのは、どこに置かれるのですか。

<丹野委員>

必要のある小学校に設置します。

<森岡委員長>

支援学級ではないのですね。

<丹野委員>

通常学級に在籍しながら、週7時間から8時間程度の指導を受けることが可能となります。これについては、昨年の教育行政方針の中にも盛り込まれています。特別支援学級という形ではなく通級指導教室です。特別支援学級になると情緒障がい、知的障がいになりますが、そこからは外れて、あくまで普通学級にいながら週に何時間という専門的な教育を受けることが可能になりましたということです。

<森岡委員長>

教員の配置はどうなっているのですか。

< 丹野委員>

特別支援学級では、対象の生徒が1人いれば1人職員が配置されるのですが、通級指導教室に関しては、10名程度の生徒に対して1人の加配教員が配置されるというシステムになっております。ただし、絶対配置されるのではなく、10名いれば配置されることもあるということです。制度としてはこういった制度になります。北海道で決まった総数の中でやりとりするのでこのような制度となっており、苫小牧市では、今年度から小学校を対象にやっているということです。

<斉藤委員>

10人というのは、教育委員会からの案ですか、それとも国としての案ですか。

< 丹野委員>

文部科学省です。通級指導の手引きが文部科学省から出まして、その中に書かれています。

<森岡委員長>

あくまで学校単位ですか。

< 丹野委員>

中学校はそういうスタイルですが、小学校については、なるべく遠距離に通うことを解消するようにとなっています。ただ、そういう風に行っているのは苫小牧だけで、例えば札幌市では、複数学校から集まってくるという形式で、札幌市では一つの学校で通勤指導教室に通っている人が50人~60人います。苫小牧は、自分の学校の中の生徒だけで通級指導教室を行うことになっております。

<斉藤委員>

もし対象者がいれば、4月から可能になるのですか。

<丹野委員>

今現在も進めていまして、小学校で11校あります。

<森岡委員長>

そういった事がこの表現の中で現実的に行われているのは分かりましたが、更により濃度の濃い、もっと充実した利用ができるような配慮をしてもらうために、こういう表現で良いのかどうか。障がい者団体の方の意見を聞きたかったのですが。

<丹野委員>

あじさいの会が、発達障がいの団体です。発達障がいの福祉サービス利用という部分で言うと、教育現場ではあるのですが、発達障がいのお子さんは別に施策上、手帳を持っていないケースも多いですので、学校機関ではサービスを受けられるのですが、福祉のサービスを受けられていないというおさえでいたほうが良いと思います。学校でも特別支援を受けていても、全体的には通常高校に進学していますので、そこで完全に特別な支援が消えていく状況の子どもたちというおさえでいて欲しいです。

<森岡委員長>

そうすると、ここでいう発達障がい者のサービスというのが、教育のサービスだけではな

くて、福祉のサービスを含めるのでサービスという表現にしたのか、それとも福祉サービスということでよいのか、どうなのでしょうか。

<斉藤委員>

福祉を受けられないのであれば、福祉サービスに入ること自体が表現は出来ないですよね。 福祉的サービスを受けられないのですから。

<森岡委員長>

福祉的サービスを受けられないわけではありませんよね。

<斉藤委員>

そういうことではないのですね。ただ手帳がないということですか。

<林委員>

現在、法律でも発達障がいという言葉が入っておりますので。児童デイサービスも福祉サービスの一つなのですが、これについては、発達障がいでも利用できるのです。児童デイサービスの場合、早期という形ですので、もちろん手帳のない方もいらっしゃいますし、障がいの診断がない方もいらっしゃいます。経過を追っていくと、発達障がいだという方が沢山いらっしゃいますので、福祉サービスを受けられないわけではないのですが、ただ、ここでいう発達障がいという具体的なイメージができていないのかと思います。発達障がい者ということでは、法的な基準としては発達障害者支援法という法律がありまして、その中では、今具体的なものはないのですが、広汎性発達障害とか ADHD など具体的な障がい名が書いてあったと思うのですよね。そういう障がい名があると具体的なイメージできるのかと思います。発達障がいの概念もいくつかありまして、すべての障がいを網羅するという考え方もあるのですよね。肢体不自由のお子さんも発達障がいという考え方もあるのですが、発達障がい者支援法では、今まであまり認知されていなかった、いわゆる自閉症や多動のお子さんとか、そういう所を注目しましょう、という趣旨でできた法律ですので、ここで言われている発達障がい者という概念も、こういうイメージで、こういう方々が今までサービスがしっかり受けられてこなかったということだと思います。

<森岡委員長>

そういう法律があるのであれば、福祉サービスというより支援サービスの方が良いのかも しれませんし、あるいは、幅広く考えて福祉や支援や教育を包括的に使うサービスとした方 が良いのかですね。いかがですか。このままの表現でよろしいでしょうか。

<障害福祉係長>

事前にお話すればよかったのですが、今の話題は、これまでのご意見を元とした内容で、第二回目の懇話会だったと思うのですが、その際、発達障がいの話題になりまして、その中で、発達障がいのお子さんは高等養護の受験資格がないということで、普通高校等に行くということなのですが、発達障がいということで、中退される方も多いということで、そういった実態があり、福祉のサービスを受けられない、また、教育のサービスも途中で辞めてしまうという状態になるといったことでのお話になりました。何かしらの手を掛けないとそのままになってしまうということから、そういったお子さんたち、発達障がいのある方に何らかの手立てをしなければという内容の話から、今のお話になったと思うのですが、元にあるのは、福祉のサービスをしっかり使って生活等をということが背景にあったのではないかと思います。

そういった説明を聞きますと、このままでも包括されるのかなと思われますので、このま まの表現でよろしいでしょうか。

「その他」のところは、これくらいといたしまして、他に何かありませんか。 1の「教育」、2の「就労支援」、3の「生活支援」で、どうですか。

<斉藤委員>

肢体不自由の方が、西小学校に通っていますよね。これを更に広げるといった具体的なことはあるのでしょうが。

< 丹野委員>

今のところ予定はないです。

<斉藤委員>

意見書(案)において、検討するということは、具体的にどういう検討するのでしょうか。

<保健福祉部長>

委員の皆様方が意見書として、計画を設定するにあたって、こういうことを進めるという 形であって、1番目の肢体不自由等の学校教育は、ご承知のとおり、数年前になりますが、 肢体不自由の方の団体から署名を添えて要望を出されたのですね。そういったようなことを、 計画の中でも加味できるような検討をして欲しいということでの皆さんからの意見書(案) ということで理解をしておりますがよろしいでしょうか。

<森岡委員長>

ということで、要望として受け止めてくださいという、懇話会としての意見ということなので、これは了ということで良いと思います。他にございませんでしょうか。

では、就労支援について、福原委員、何かありませんか。

<福原委員>

ここに書いてあるとおり、高等養護との連携が必要なのも当然ですし、地元の就労訓練が必要なこともその通りなのですが、不景気の中で訓練させていただける企業が思い当たりません。企業も積極的ではないということが現状だと思います。こういうことに対して、今後どう向き合って前進していけるのか、現状では思いつかないです。ジョブコーチにしても、働きたい障がい者が一般就労するためには、先日の大山さんの講演で聞いたように、企業の金銭的負担やそれでなくても企業の障がい者を雇用するにあたって、様々な面から負担になるので、1つの施策として企業に賃金の一部を国に補助する、そういう現在も法定雇用率に雇用している企業には調整金などの補助金が出されているのも分かっていますが、やはり北海道の75パーセントが、雇用の義務のない56人以下の零細企業が一般就労の自立の社会参加のお手伝いをしているところが、なかなか陽が当たらなくて、うちでも一人雇いたいという企業の門戸が開かない状態なので、今後とも皆さんと色々知恵を出し合って、働きたい障がい者の環境整備に当たって少しでも前進したいと思います。

しかし、それをどうやってやるのかが、やはり簡単なことではないです。職親会も力不足でなかなかご期待に添えないところも多々あると思うのですが、あきらめないで地道に皆さんの力を借りていくしかないのかと思います。特にはハローワークさんには率先して、そういった雇用の指導に当たって欲しいなと思います。

高橋委員さん、ハローワーク側として、就労支援に関して何かありませんか。

<高橋委員>

この意見書については、特にありません。

<森岡委員長>

他に何かありませんか。私からの意見ですが、3番目の行政の臨時職員について検討することとありますが、苫小牧市はもちろん法定数は越えていますよね。どれだけ苫小牧市自体がそういうことに対して更に障がい者雇用を増やしていけるかとはまた別問題として、例えばゴミが有料化されることや市営バスが民間企業に委託されるとか、今まで市が担っていた行政の一部が民間に委託されていきますよね。その際の条件に少なくても障がい者の雇用の法定数以上を雇っていなければ、入札に参加できないといった厳しい条件を出して欲しいと思うのですが、今までその様な事をやっているのでしょうか。

<保健福祉部長>

なかなか現状としては、そこのポイントに向けた点数の差を付けるほどのものは無いのですが、確か、指定管理等の場合でも法廷雇用を確保するはもちろんですけれども、そういったことを配慮ということがあった気がします。明確な基準として民間に配慮をという事はいままではないです。ただ、この3番目のご意見案に関しては、市としても別に検討を進めているところではあります。

<森岡委員長>

市の事業を委託する場合に、金銭的なことがあると思うのですが、それ以外に、委託した企業は点数化して行われるのですよね。その点数化の中で法廷雇用数の100パーセントは当然だと思うのですが、満たさない企業を指名に入れること自体にまず問題があると思うのです。例えば50パーセントや100パーセントプラスだとか、点数制のところで加味されるとか、それくらいの事が行われていると、障がい者の関係団体や障がい者のご家族も、市がいかに障がい者の雇用に熱意を持っているのかということが分かると思います。ぜひそういったことを検討していただいて、そういうことを PR していただきたい。 PR することによって、苫小牧市は障がい者雇用に対してこんなに配慮しているのだということが分かると思うのです。ただ、こういう意見書なんかには表しにくいと思うので、ぜひどこかでこういった要望があったということを受け止めていただければと思います。では、生活支援の面ではいかがですか。

<森岡委員長>

質問ですが、移動支援事業を行っているところは、どの位ありますか。

<障害福祉係長>

大体ですが、20前後だと思います。

<森岡委員長>

実施している事業で、交通事故があったというケースは報告されておりませんか。

<障害福祉係長>

そういう話は伺っておりません。

当然こういう事業の実施にあたっては、保険加入は義務付けられているのですよね。

<保健福祉部長>

はい。大丈夫です。

<森岡委員長>

もし生命にかかわるようなことがあって、市が指定した事業所が交通事故や違反で、利用者の安全管理が出来ていないとなると、市の責任が追求されることになりかねないですので大事な部分かと思いました。

<中田委員>

移動支援についてですが、意見書を出すときに、現状で使いにくいということで、移動支援は、市の要綱に基づいて実施していると思うのですが、その内容の改正も含めて検討をということと思います。

<保健福祉部長>

おっしゃる通りですが、ただ、現在、自立支援法から総合福祉法に変わる検討のなかで、その1つとして、地域生活事業としての移動支援が、国での直接給付の事業とするべきかを含めての検討となっております。利用者の方々の必要性というのを踏まえて国の事業としてやるべきだということは、それだけウエイトの高いものであることと受け止めております。今国として検討しているので、現状としては、地域生活支援事業の中で変更はしにくいということがありますが、事業の位置づけとしては、ニーズが多岐にわたる必要性の高いものだというように認識しております。

<森岡委員長>

もう一度、意見書全体を通して意見はありますか。

無いようですので、苫小牧市障害者計画の期間延長は以前にも話をしていましたが、第三期障害福祉計画(素案)についても、過去数回にわたり色々な意見を出させていただきましたが、これでよければ懇話会の意見書として、今日提出しました意見をくみまして、もちろん、まだ事務局とは調整しなければならないですが、後日、私から意見書を最終の形で市に提出させていただきたいと思っているのですが、私に一任いただけますでしょうか。

(「はい。」という声多数有。)

では、一任いただきましたので、責任もって私から市に提出したいと思います。 では、3のその他についてお願いします。

(3) その他

<障害福祉係長>

先ほど、森岡委員長よりお話がありましたとおり、この懇話会としての意見書は、後日、 委員長と事務局とで調整の上、市に提出ということとなりますが、調整が整い、提出にあたっての最終形ができましたら、委員の皆様にも郵送させていただきたいと考えております。 また、計画案については、今後、障がい者団体との意見交換会や先ほどの道との調整を行って決定とし、これを3月議会に報告する予定でございます。策定となりましたら、自立支援協議会においてお示するとともに、公募の委員の御二方にも郵送したいと考えております。 従いまして、このような流れとなりましたので、事務局としては、今回をもって、懇話会は 終了とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。

<森岡委員長>

最後のご意見はありますか。色々とご審議をいただいてありがとうごさいました。昨年の7月から計4回にわたっての審議となりましたが、皆さん大変忙しい中参加いただきまして、貴重なご意見を頂戴しながら、懇話会を円滑に進めることができました。つたない私が委員長を務めさせていただきまして申し訳なく思っております。皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。委員の皆様には今後ともそれぞれの分野で色々とまたご協力いただきたいと思っております。今後のご活躍をご祈念申し上げまして、今日これで終わりますけれども、終了にあたっての挨拶としたいと思っております。ありがとうございました。

<社会福祉課長>

ありがとうございました。最後に部長の方から挨拶をお願いします。

<保健福祉部長>

皆様長期に渡りまして、障害者計画、障害福祉計画の検討懇話会にご審議いただきまして ありがとうございました。森岡委員長をはじめ、委員の皆様のお陰で、懇話会としての意見 を取りまとめをしていただきありがとうございました。今回の障害者計画の期間の延長と、 第三期障害福祉計画は、委員の皆様、十分ご承知のとおり障害者自立支援法から総合福祉法 にいたるまでの過渡的な位置づけの中で、サービスの利用計画を定めなければならないこと や、計画期間を次の新しい法律になるまでの間、持続させなければならないという計画であ るだけに、委員の皆様にとっては不満足な進め方であったことに、私のほうから申し訳なく 思っております。ちょうど、計画期間の狭間にあったので、やむを得ないと私どもも思って おります。先ほどの移動支援の話がありましたが、今国で当事者の皆様はじめ、色々な関係 者の皆さんで新法に向けて内容の審議をしていただいておりますので、今度はそのことを踏 まえて、新しい計画をたてていくこととなると思います。その際はまたご協力していただく ことになると思いますので、よろしくおねがいいたします。先ほど数字で障がい者の自立支 援法ができたのが平成18年、今、平成23年度が終わるところですが、その間、障がい福 祉の扶助費、サービスの量について、平成19年度の扶助費の決算額として18億円位です。 これが24年度の予算ですが、今年度の予算見込みが、およそ30億円近くになっておりま す。12億円増えているのですが、この理由としては障がい者の方々の絶対数が増えてきて いる、あるいは重度化が進んでいることにあります。また、サービス自体が事業所の皆様の 力によってサービスが充実してきたことによってその分給付が増えてきたということもい えると思います。ただそれだけでは不備、不具合のご指摘も頂いておりますので、そういっ たことを踏まえて、次期の計画に反映させていけるよう我々も努力していかなければと思っ ております。皆様方には色々とご迷惑をおかけいたしました部分もありますけれども、最後 までご協力をしていただけたことに心より感謝を申し上げまして、これをもちまして御礼の ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

<社会福祉課長>

以上をもちまして懇話会を終了させていただきます。皆様大変お疲れ様でございました。

3 閉 会